

平成22年瑞穂町教育委員会第3回定例会 会議録

平成22年3月24日瑞穂町教育委員会第3回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 戸田 祐佳 君 ・ 2番 森田 義男 君 ・ 3番 吉野 ゆかり 君 ・ 4番 岩本 隆 君
5番 大澤 利夫 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 教育長及び委員会に出席した職員は、次のとおりである。

教育長 岩本 隆 君 ・ 教育部長 村山 正利 君 ・ 教育総務課長 村野 香月 君 ・ 学校指導課長 谷合 しのぶ 君
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 社会教育課主幹 吉岡 和彦 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君
庶務係長(事務局) 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 0名

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第7号 瑞穂町子ども読書活動推進計画について

日程第4 議案第8号 瑞穂町立学校個人情報管理規程

日程第 5	議案第 9 号	瑞穂町生涯学習推進のための住民提案型協働事業に関する要綱
日程第 6	議案第 1 0 号	瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
日程第 7	議案第 1 1 号	瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
日程第 8	議案第 1 2 号	瑞穂町公立学校の学校徴収金事務取扱規程
日程第 9	議案第 1 3 号	瑞穂町地域図書室の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
日程第 1 0	議案第 1 4 号	瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金要綱の一部改正する告示
日程第 1 1	議案第 1 5 号	瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱の一部を改正する告示
日程第 1 2	議案第 1 6 号	瑞穂町教育相談室室長の任命について
日程第 1 3	議案第 1 7 号	瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について
日程第 1 4	議案第 1 8 号	瑞穂町青少年委員の委嘱について
日程第 1 5	議案第 1 9 号	瑞穂町体育指導委員の委嘱について
日程第 1 6	議案第 2 0 号	瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について
日程第 1 7	報告事項 1	平成 2 2 年度瑞穂町立小・中学校教育課程編成について
日程第 1 8	報告事項 2	瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動内示について
日程第 1 9	報告事項 3	瑞穂町公立小・中学校の人事異動内示について
日程第 2 0	報告事項 4	学習支援アドバイザー及び適応指導教室室長について

開会 午前 9 時 0 0 分

大澤委員長 ただいまの出席委員は、5 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 2 2 年瑞穂町教育委員

会第3回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

大澤委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、2番 森田委員を指名いたします。

大澤委員長 日程第2 委員長・教育長業務報告を行います。はじめに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。今までの報告で何か質問はありますか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

大澤委員長 日程第3 議案第7号 瑞穂町子ども読書活動推進計画について、を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第7号 瑞穂町子ども読書活動推進計画について、提案理由のご説明を申し上げます。子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、瑞穂町子ども読書活動推進計画を策定いたしましたので、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

図書館長 議案第7号 瑞穂町子ども読書活動推進計画についてご説明申し上げます。1ページをお開きください。「はじめに」は子どもの読書活動の推進の必要性について記載しています。第1章は計画の背景として、子どもの読書活動の意義、全国の子どもの読書の現状、平成20年度に実施した子どもの読書活動調査を基に瑞穂町における子どもの読書の現状を記載しています。第2章は瑞穂町子ども読書活動推進計画の基本的な考え方として、計画の目的、計画の基本方針、計画の目標を記載しています。計画の期間は5年間としています。第3章は瑞穂町におけ

る子ども読書活動推進の取組みとして、家庭・地域、学校、瑞穂町図書館、関連する機関それぞれの取組みと役割を記載しています。第4章は計画の推進として、推進体制、進捗状況の点検を記載しています。「おわりに」は読書活動の効果について記載しています。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 瑞穂の子どもたちに対するアンケートを実施していますが、読書活動はどの学校でもそうですが、学年が高くなるにつれて低くなる傾向です。推進体制を整備していくとありますが、具体的にはどのようにしていくのでしょうか。また、図書館協議会との関係はどのようになっているのでしょうか。

図書館長 推進体制につきましては、瑞穂町図書館、学校、読書サークルなどの読書活動をしている機関と連携して推進していきます。いままでは、個々に実施していましたが、更に関連付けて実施していきます。図書館協議会との関係につきましては、いろいろと意見をいただくとともに、進捗状況のチェックをしてもらいます。

森田委員 読書サークルはどのようなものでしょうか。

図書館長 読書サークルは2つありまして、虹の会とピーターパンです。自主的な活動やお話の会にボランティアで参加してもらっています。

吉野委員 学校の役割において、調べ学習に伴うものは学校が揃えるべきものということと記載してありますが、そのような教材の一覧の作成についてはどのように考えられていますか。また、学校の朝読書において、担任の先生も一緒に読書をしているのでしょうか。最後に、読書講演会のほか大人向けの事業の企画とありますが、具体的にはどのようなものでしょうか。

学校指導課長 1点目、2点目についてお答えします。調べ学習につきましては、小学校は学級担任、中学校は教科担当によります。足りない物については、図書館から借りることとしています。また、調べ学習に必要な図書の一覧を整備することは必要なことと思います。朝読書につきましては、教員自信も読むように指導しています。

図書館長 3点目についてお答えします。読書講演会を実施していますが、子どもだけではなく、大人に対しても実施していきたいと考えていますので、図書館協議会の中で検討していきたいと思います。

戸田委員 4点お伺します。12ページに子ども個人の興味や関心・発達段階に合わせた選書を行いとありますが、どのように選書されていますか。年間どの程度リクエストがあり、どの程度用意できているのでしょうか。13ページの中学生に職場体験とありますが、実際にはどのような感じで実施したのでしょうか。また、今後の方向性があれば教えてください。16ページに読み聞かせによい本とありますが、その基準はあるのか。調べ学習で利用してほしいということですが、図書館では宿題等をしてよいか教えてください。

図書館長 リストを基に司書が選書しています。リクエストを反映するものもあれば、他の図書館から借りたりしています。職場体験の受入を図書館でも実施しています。今年度は2名いました。図書を本棚に戻す作業をしてもらっています。また、図書館の運営という観点で、図書の分類方法についても体験してもらっています。団体貸出は学校、読書サークルなどに貸しています。窓口での相談受付（レファレンス）は職員が対応しています。良書案内等のポスターの掲示もしています。瑞穂町図書館の2階は学習ができるようになっています。地域図書室につきましては、読書をする場となっていて、空いていれば学習は可能です。

森田委員 ブックスタート事業に伴う成果というか、就学前の登録者に変化はありましたか。

図書館長 ブックスタート事業は保健センターで実施しています。健診時には職員を派遣し、読み聞かせをしています。登録につきましては、保護者でないと登録できないと考えられていた方も多かったのですが、徐々に未就学児でも登録できることが浸透してきています。

大澤委員長 ほかには質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第7号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第7号を原案どおり決定することにご異議はございません

でしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり可決されました。日程第4 議案第8号 瑞穂町立学校個人情報管理規程を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第8号 瑞穂町立学校個人情報管理規程について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町立学校の個人情報の取り扱い及び保護に関し必要な事項について定める必要があるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校指導課長 議案第8号 瑞穂町立学校個人情報管理規程についてご説明いたします。瑞穂町には個人情報保護条例があります。小中学校におきましても東京都の保護条例を準用してきました。学校におきましても個人情報の保護に関し必要な措置の規程を策定し、3つの観点から個人情報を保護するものです。第1条は趣旨です。第2条は定義です。第3条は個人情報の管理体制です。第4条は管理状況の点検です。第5条は是正措置です。第6条は校内研修です。第7条は事故発生時の措置です。万が一漏洩等の問題となる事案が発生した場合の措置について規定しています。第8条は保有個人情報の盗難等の防止です。第9条は保有個人情報の持ち出しの禁止です。別表を定めまして、持ち出し禁止と校長承認により持ち出しが可能なものを区分しています。第10条は文書等の外部持ち出しの制限です。持ち出しの承認の求めがあったときの措置の仕方を規定しています。第11条は端末の外部持ち出し等の制限です。USBや個人のパソコンを使用について規定しています。第12条は保有個人情報の破棄です。破棄する際は判読が不能な状態にして破棄します。第13条は保有個人情報の提出時の措置等です。第14条は保有個人情報へのアクセス制限です。第15条は保有個人情報へのアクセスの記録です。第16条は保有個人情報の受渡し時の措置です。ファイルにパスワードを設定し秘匿性を高めます。第17条は委託に伴う措

置です。卒業アルバム等の作成に伴い業者委託した際の措置について規定しています。第18条は破棄等の確認です。附則としまして、この訓令は、訓令の日から施行します。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 学校関係の個人情報是非常にデリケートな面があります。1点目としまして、情報の管理責任者はどなたを想定されているのでしょうか。2点目としまして、個人のパソコンを使用している先生が多いと思います。公費で全部揃えなければ問題はならないと思います。今後の計画はどうでしょうか。3点目としまして、外部へのアクセスについてはロックして対応するというのでしょうか。4点目としまして、紛失時の危機管理体制について書式化して明確化を図る必要があると思います。

学校指導課長 1点目につきましては、副校長と考えています。2点目につきましては、国の施策として全教職員にパソコンを配備するとなっています。順次、整備していくことが必要と考えています。LAN工事が今年度完了することとなっています。3点目につきましては、教員のパソコンはインターネットへの接続はできません。公費購入のパソコンの一部とパソコンルームだけとなります。4点目につきましては、各学校におきまして危機管理マニュアルを策定するために、流れ図を学校に示していきたいと考えています。

森田委員 学校間のLANはどうでしょうか。また、危機管理マニュアルについては、全教員に研修を受けてもらったほうがよいと思います。

教育総務課長 今回の国の補助によるLAN工事につきましては、校内のみとなっています。他市におきましては学校間のLANを整備している先進的な自治体もあります。学校間のLANだけではなく、教育委員会と学校とのLANにつきましては、今後の課題と考えています。

学校指導課長 サービスの研修会を実施しています。校長には実施の指示をしていきたいと考えています。

吉野委員 第4条に保管方法等について定期的又は随時に点検とあります。また、第15条において保有個人情報管理責

任者に定期的な点検等，必要な措置を命じるものとすると思いますが，点検の頻度は学校に任せるということでしょうか。

学校指導課長 毎月管理責任者の副校長が点検し，副校長会で口頭報告していただき，情報を共有していきたいと考えています。

戸田委員 点検の方法はどのようにされるのでしょうか。

学校指導課長 別表の内容を毎月点検するというものではありません。副校長が学期ごとに確認しています。ここでの点検は，インターネットへのアクセス，処理簿への記載，学校だよりの写真の肖像権の問題とかの確認になります。非常に大変なことでありますが，事故時の対応において，これだけの対応をしているということを明確化しておく必要があります。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので，質疑を終結いたします。これより議案第 8 号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第 8 号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め，議案第 8 号は原案どおり可決されました。日程第 5 議案第 9 号 瑞穂町生涯学習推進のための住民提案型協働事業に関する要綱を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第 9 号 瑞穂町生涯学習推進のための住民提案型協働事業に関する要綱について 提案理由のご説明を申し上げます。住民等が組織する団体等と教育委員会が協働で実施する事業を明確にする必要があるため，本案を提出するものであります。附則といたしまして，この告示は，平成 22 年 4 月 1 日から施行するものであります。詳細につきましては，担当者に説明させますので，慎重ご審議の上，ご決定いただきますようお願いし，提案理由

の説明いたします。

社会教育課長 議案第9号 瑞穂町生涯学習推進のための住民提案型協働事業に関する要綱についてご説明いたします。現在、社会教育課では、社会教育課事業として生涯学習推進事業を住民向けに実施しています。具体的には地域女性セミナーの会と男女共同参画や成人向けの事業を協働で開催しています。また、生活学校や瑞P連の事業に対して講師謝礼の支援をしています。本要綱に基づきより積極的に支援していくため提案するものです。第1条は目的です。第2条は定義です。住民の方が主体的に実施し地域の活性化及び生涯学習の振興に効果的な事業となります。第3条は対象です。公的機関からの補助金を受けている団体は対象となりません。第4条は住民提案型協働事業における教育委員会の支援の内容です。会場の確保、広報、講演会講師等の人材確保となります。第5条は住民提案型協働事業の事前協議です。社会教育課と役割分担等の協議をします。第6条は住民提案型協働事業の提案です。事業計画書、事業収支予算書、会則、構成員名簿を提出していただき、教育長の決裁を受けます。第7条は住民提案型協働事業の認定です。第8条は住民提案型協働事業の変更等です。事業内容の変更、中止の場合の規定です。第9条は住民提案型協働事業の支援内容の変更等です。第10条は住民提案型事業の完了です。事業完了時に事業完了届、事業収支決算書等を提出していただきます。第11条は委任についてです。附則としまして、この告示は、平成22年4月1日から施行するものです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 1点目として、今までの生涯学習推進事業との違いは具体的にはどのようなことでしょうか。2点目として、年間を継続しての事業を対象とするのでしょうか、それとも単発の事業ということになるのでしょうか。3点目として、第2条第2号の住民のニーズというのは、団体の要望ということでしょうか。また、広報で募集をするものなののでしょうか。4点目として、第3条第2項第5号で公的機関からの補助金等により活動の財源を賄われていないこととなっておりますが、第4条第3号で講演会講師等の人材確保に関することとあり、講師謝礼等の補

助をしてくれるということでしょうか。少しわかりにくいので内容をもう少し詳しく説明してください。

社会教育課長 1点目につきましては、今までも団体と協働で事業を実施していましたが、その方法等を明文化するものです。

2点目につきましては、継続事業も単発事業も対象とします。3点目につきましては、広報紙や生涯学習推進団体の代表者会議等で広く募っていきます。また、団体の学習成果の発表の場とも考えています。4点目につきましては、地区青少年協議会は町から補助金を受けていますので、その補助金で対応していただきます。講師謝礼につきましては、町の基準を準用することとなります。また、人材リストの活用も図りたいと考えています。社会教育課と団体とで協議していくこととなります。

森田委員 補助金は書類が多くなります。広報する際には、タイトルを平易にし、わかりやすく説明をした方がよいと思います。

社会教育課長 わかりやすく広報していきます。また、家庭教育を実施したいという団体があります。

吉野委員 1点目として、生涯学習推進団体でなくてもよいのでしょうか。2点目として、講師謝礼の具体的な基準はどのようなになっているのでしょうか。

社会教育課長 1点目につきましては、生涯学習推進団体以外でも可能です。2点目につきましては、大学教授、企業等の管理職など役職等で区分されています。1時間1万2千円が最高額となっています。打ち合わせなどを含めて、1回2時間程度で3万円を考えています。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第9号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第9号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第9号は原案どおり可決されました。日程第6 議案第10号 瑞穂町教育委員会事務局 処務規則の一部を改正する規則を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第10号 瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。文化財の保存と活用を充実するため、規則を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。内容ですが、新旧対照表をご覧ください。第1条は、文言の整理です。第3条第1項に学芸員を追加します。第4条第10項に「学芸員は、上司の命を受け、郷土資料館及び文化財保護の専門的な事務に従事する。」を追加します。同条第11項は、文言の整理です。附則といたしまして、この規則は、平成22年4月1日から施行するものです。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第10号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第10号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第10号は原案どおり可決されました。ここで暫時休憩とします。10時5分までとします。

(9時55分から10時5分まで休憩)

大澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第7 議案第11号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、及び日程第8 議案第12号 瑞穂町公立学校の学校徴収金事務取扱規程につきましては、関連が

ありますので、一括議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、一括議題とします。提案者より順次、提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第11号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものがあります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。議案第12号 瑞穂町公立学校の学校徴収金事務取扱規程について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町公立学校の学校徴収金の取り扱いの細目につきまして、規程を制定したいので、本案を提出するものがあります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校指導課長 議案第11号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。こちらにつきましては、私費会計に関する新たな規程となります。議案第12号 瑞穂町公立学校の学校徴収金事務取扱規程の制定に伴う一部改正となります。第9条の5を第9条の6に、第9条の4を第9条の5としまして、第9条の4を新しく追加するものです。この第9条の4の内容が議案第12号となります。議案第12号 瑞穂町公立学校の学校徴収金事務取扱規程についてご説明いたします。第1条は目的です。公立学校における学校徴収金の適正な処理及び会計事故の未然防止を図ることを目的としています。第2条は基本計画の策定及び執行の原則です。学校徴収金に関する事務を継続して3年を超えて同一職員に分掌させてはならないとしています。第4条は予算及び決算の通知並びに情報の公開です。予算及び決算について保護者等に通知しなければならないこととします。また学校徴収金に関する情報を公開することとしています。第5条は会計事務の原則です。会計の収入及び支出は、原則として、金融機関を経由して行うこととします。第6条は校長の職務です。第7条は副校長の

職務です。第8条は現金及び預金の管理です。現金，預金通帳等は必ず学校の金庫に保管し，その取扱いは必要最少人数で行うこととし，学年ごとに校長の名義で通帳を作ります。第10条は会計自己点検です。第11条は契約及び検収です。5万円以上の契約を行うときは，契約条項その他見積に必要な事項を示して，複数の者から見積書を徴取することとします。第12条は業者選定委員会です。選定委員の構成は，校長，副校長，主幹教諭，校長が指定する3人以内の教職員とします。第13条は校内監査委員による監査です。第14条は学校徴収金に関する報告です。会計報告書の写しを教育委員会に提出することとします。第15条は学校徴収金に関する助言，指導です。第16条は事務引継ぎです。第17条は委任です。附則としまして，この訓令は，平成22年4月1日から施行するものです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより一括質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 学校徴収金は私費会計と言いましても公費に準ずるものです。明文化することはよいことです。学校給食費の未納が多い状況です。校長が未納問題に対応していくのでしょうか。最終的な徴収者はだれになるのでしょうか。

教育総務課長 現年度分は校長が取りまとめることとなります。未納の保護者には校長が督促します。過年度分につきましては，給食組合の所長が徴収することとなります。

森田委員 過年度分の給食費未納分の徴収について学校給食組合へ引継ぐこととなりますが，そのことの担保が必要になると考えられます。規程上，校長が徴収についての責任がある状況なので，運用の部分でもよいから給食費については，担保しておくことが必要と思います。

学校指導課長 給食費を支払わずに卒業してしまう場合がありますが，給食センターが対応しています。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので，質疑を終結いたします。これより議案第11号及び議案第12号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

- 大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。採決は議案の案件ごとに行います。議案第11号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 大澤委員長 異議なしと認め、議案第11号は原案どおり可決されました。次に、議案第12号 瑞穂町公立学校の学校徴収金事務取扱規程を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 大澤委員長 異議なしと認め、議案第12号は原案どおり可決されました。日程第9 議案第13号 瑞穂町地域図書室の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。
- 岩本教育長 議案第13号 瑞穂町地域図書室の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。殿ヶ谷図書室の開室日を改めるため、規則を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。
- 図書館長 議案第13号 瑞穂町地域図書室の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。殿ヶ谷図書室の開室時間を水曜日と土曜日から火曜日、水曜日と土曜日に変更するものです。附則としまして、この規則は平成22年5月1日から施行するものです。4月からの1か月間を周知期間としています。
- 大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。
- 吉野委員 殿ヶ谷図書室の規模はどの程度でしょうか。
- 図書館長 約65㎡で約2,940冊の蔵書があります。
- 戸田委員 4つの地域図書室は月曜日以外開室していますが、なぜ、殿ヶ谷図書室だけ少ないのでしょうか。

図書館長 利用者も増えてきて約1,000人となっています。ただ、地域会館としてサークル等が図書室部分も使用している状況です。その中でいろいろと調整し、今回のように改正します。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第13号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第13号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第13号は原案どおり可決されました。日程第10 議案第14号 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第14号 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金の内、修学旅行に関する補助金額を変更したいので、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校指導課長 議案第14号 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。修学旅行の補助額を7,000円から10,000円に増額するものです。附則としまして、この告示は、平成22年4月1日から施行するものです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいりません。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第14号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第14号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第14号は原案どおり可決されました。日程第11 議案第15号 瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱の一部を改正する告示を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第15号 瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱の一部を改正する告示について 提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町の児童・生徒の学力向上を図るため、瑞穂町立学校に設置する学習サポーターの要綱の一部を改正するので、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校指導課長 議案第15号 瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。文言の修正と、時間数の変更になります。新旧対照表をご覧ください。小学校第1学年及び第2学年において、週20時間としていたものを週25時間とするものです。第3学年においては、週9時間を週10時間にするものです。なお、中学校につきましては、文言の修正のみで時間数の増はありません。附則としまして、この告示は、平成22年4月1日から施行するものです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第15号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第15号を原案どおり決定することにご異議はございません

んでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第15号は原案どおり可決されました。日程第12 議案第16号 瑞穂町教育相談室室長の任命について、を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第16号 瑞穂町教育相談室室長の任命について提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町教育相談室設置規則第3条第2項の規定に基づき、相談室長を別紙のとおり任命したいので、本案を提出するものであります。別紙をご覧ください。氏名、生年月日、住所の順で説明いたします。氏名 川崎佳子、生年月日 昭和18年10月9日生まれ、住所 あきる野市山田592番地10です。慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第16号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第16号は原案どおり可決されました。日程第13 議案第17号 瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について、を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第17号 瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町教育相談室設置規則第3条第3項の規定に基づき、別紙の者を任命したいので、本案を提出するものであります。別紙の2名につきましては、21年度に引き続き任命するものです。残りの3名につきましては、現在選考中であり、4月1日に任命できる予定で進めております。慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由

の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第17号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第17号は原案どおり可決されました。日程第14 議案第18号 瑞穂町青少年委員の委嘱について、を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第18号 瑞穂町青少年委員の委嘱について提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町青少年委員の任期が、平成22年3月31日で満了となることから、瑞穂町青少年委員の設置及び委員の報酬に関する条例第3条の規定により、別紙の者を委嘱したいので、本案を提出するものです。別紙名簿をご覧ください。委員につきましては、9名が再任です。新任の委員のみ読み上げます。氏名 風間美奈、生年月日 昭和45年9月27日、住所 瑞穂町大字殿ヶ谷834番地52です。残り3名につきましては、現在選考中です。慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第18号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第18号は原案どおり可決されました。日程第15 議案第19号 瑞穂町体育指導委員

の委嘱について、を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第19号 瑞穂町体育指導委員の委嘱について提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町体育指導委員の任期が、平成22年3月31日で満了となることから、瑞穂町体育指導委員に関する規則第2条の規定により、別紙の者を委嘱したいので、本案を提出するものです。委員につきましては、15名が再任です。新任の委員につきまして読み上げます。氏名 鳥海勝明、生年月日 昭和32年10月10日、住所 瑞穂町大字殿ヶ谷1132番地4です。慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第19号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第19号は原案どおり可決されました。日程第16 議案第20号 瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について、を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第20号 瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町文化財保護審議会委員の任期が、平成22年3月31日で満了となることから、瑞穂町文化財保護条例第41条の規定により、別紙の者を委嘱したいので、本案を提出するものであります。委員につきましては、8名が再任です。新任の委員につきまして読み上げます。氏名 滝澤千代子、生年月日 昭和18年6月5日、住所 瑞穂町大字二本木669番地3、氏名 吉岡保、生年月日 昭和33年4月10日、住所 瑞穂町大字石畑1807番地です。慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

- 戸田委員 文化財保護審議委員の職務内容はどのようなものでしょうか。
- 図書館長 会議への出席，町指定文化財の調査や今後の保存・保護についての協議，郷土意識の醸成を図っています。
- 大澤委員長 ほかに質疑もないようですので，質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第20号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 大澤委員長 異議なしと認め，議案第20号は原案どおり可決されました。日程第17 報告事項1 平成22年度瑞穂町立小・中学校教育課程編成について，教育長より説明を求めます。
- 岩本教育長 報告事項1 平成22年度瑞穂町立小・中学校教育課程編成についてご報告申し上げます。平成22年度瑞穂町立小・中学校の教育課程編成の届けが小・中学校からありましたので，報告するものであります。詳細につきましては，担当者に説明させますので，よろしくお願いたします。
- 学校指導課長 報告事項1 平成22年度瑞穂町立小・中学校教育課程編成についてご説明いたします。各学校から資料のとおり平成22年度の教育課程編成の届けがありました。第一小学校と瑞穂中学校につきましては，特別支援学級の教育課程編成があります。各校の届けには，学校の教育目標，指導の重点，学年別授業日数及び授業時数の配当，別表として学校行事があります。
- 大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑には入りません。何かご質問はございませんでしょうか。
- 吉野委員 いじめの実態把握を通していじめの防止をしないといけません。報道などによりますと，いじめの自覚がないということでした。いじているという感覚がないようです。その点につきましても，学校に指導していくことが必要と思われます。
- 学校指導課長 相手がいやだと思うことを言わない，相手の気持ちになって考えるということが必要で，生活指導の中で進めていきます。

大澤委員長　ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項1を承認いたします。日程第18 報告事項2 瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動内示について、報告事項3 瑞穂町公立小・中学校の人事異動内示について、及び報告事項4 学習支援アドバイザー及び適応指導教室室長について、ですが、内示の人事案件でありますので、瑞穂町教育委員会会議規則第12条ただし書きにより、会議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員　異議なし。

大澤委員長　異議なしと認め、これより非公開といたします。
(以下、非公開)

大澤委員長　以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて、平成22年瑞穂町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会　午前11時15分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員